

1. 対象経費（オンライン交流を除く）

送り側	受入側
子供、教員、補助員等に係る宿泊費用、体験料等の施設使用料	子供、教員、補助員等、指導者、NPO スタッフ その他事業に携わる者に係る宿泊費用、体験料等の施設使用料
教員、補助員等が行う事前調査や打ち合わせのための旅費	指導者、NPO スタッフその他事業に携わる者が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
子供、教員、補助員等が行う宿泊体験活動のための旅費	
事後学習、事後報告会等のための旅費	
事業のために要する借損料（バスその他の車輛や備品等の借上げ料等）	
補助員等に対する謝金 （事業実施前後の打ち合わせに係るものを含む）	指導者、NPO スタッフその他事業に携わる者に対する謝金（事業実施前後の打ち合わせに係るものを含む）
事業に係る通信運搬費	
事業に係る消耗品費	
子供、教員、補助員等に係る保険料	子供、教員、補助員等、指導者、NPO スタッフ その他事業に携わる者に係る保険料
事業に係る資料作成費	
送り側が設置する協議会の運営に要する経費	受入地域づくりに向けた ワークショップの運営に要する経費
	子供の受入を行う農林漁家、団体等に対する 安全対策等の実務研修会の開催に要する経費
	その他受入地域協議会の運営に要する経費
新型コロナウイルス感染症防止対策に要する経費	
コーディネーター人件費	

※ 補助員等とは、教員の補助等を行う者を指す。

2. オンライン交流に要する経費

- ・リース・レンタルに要する経費（パソコン・Wi-Fi 等）
- ・事前調整や打合せに要する経費
- ・事業に係る資料作成費（市町村紹介動画等の作成を含む）
- ・コーディネーター（交流プログラム作成・シナリオ作成・各種調整・当日の運営等）人件費
- ・講師等謝金
- ・ワークショップに要する経費（材料費（消耗品費）・輸送費等）
- ・学校給食や調理実習を活用した郷土料理の体験学習に要する経費 等

（対象外となる経費の例）

- ・ 飲食に要する経費
- ・ ハード整備に係る経費
- ・ 備品購入費
- ・ その他公費負担が適当でないと考えられる経費
- ・ 委託契約締結日以前に支出負担行為した経費